

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和6年度)

1 申請年月日

令和6年12月2日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シュエット

3 代表者の氏名

知花 強

4 主たる事務所の所在地

名張市桔梗が丘6番町1街区43番地

5 定款記載の目的

この法人は、心身障がい児・者に対して、地域社会の中で文化芸術及びスポーツを通して、良好な日常生活が送れるよう在宅支援をし、また、学童に対しては、学校週5日制にともなう豊かな余暇活動の指導に関する事業を行い、もって地域福祉や、子どもの健全育成及び地域住民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和6年12月2日 ～ 令和6年12月16日

特定非営利活動法人 シュエット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 シュエットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県名張市美旗町中3番276番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心身障がい児・者に対して、地域社会の中で文化芸術及びスポーツを通して、良好な日常生活が送れるよう在宅支援をし、また、学童に対しては、学校週5日制にともなう豊かな余暇活動の指導に関する事業を行い、もって地域福祉や、子どもの健全育成及び地域住民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 余暇活動支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 4 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決

を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	知花	強
副理事長	百地	万里江
理事	小山	真澄
理事	村林	雅子
理事	富田	知子
理事	知花	敬子
監事	松田	智美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員年会費 0円
 - (2) 賛助会員年会費 0円

役員名簿

特定非営利活動法人 シュエット

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	チバナ ツヨシ 知花 強	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	有
副理事長	モモジ マリエ 百地 万里江		無
理事	コヤマ マスミ 小山 真澄		無
理事	ムラバヤシ マサコ 村林 雅子		無
理事	トミタ トモコ 富田 知子		無
理事	チバナ ケイコ 知花 敬子		無
監事	マツダ トモミ 松田 智美		有

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

発起人の一人が特別支援学校に勤めていた頃、元同僚からもらった一本の電話が今回のことを考えるきっかけとなりました。電話は「我が子がダウン症と診断されたが、この先どんな情報をどこからもらえばいいのかわからない。」という内容でした。その時は、居住地である名張市の支援体制や関係機関を伝えただけでしたが、その後も交流を続けるうちに名張市では療育が始まるのは3歳からということ、それまで通えるような施設が少ないこと、困ったときに相談しあえるような親同士の交流の場が少ないことなどを彼女から聞きました。そこで、障がいがある子どもと保護者を対象に、「月に1回でもほっとできる時間を過ごせたら、また保護者同士の情報交換の場をもてたら」と、電話をくれた彼女とともに障がい児親子サロンをボランティアで立ち上げました。

現在は月に1回ずつ集会所で室内サークルと、特別支援学校の体育館でサッカースクールを行っています。室内サークルは二部構成で、前半は子どもメインでボディマッサージや絵本の読み聞かせ、五感を使って楽しむ活動等を行い、後半は保護者もゆっくりおしゃべりを楽しむティータイムを設けています。サッカースクールは障がい児だけでなく兄弟も含め、障がいのあるなしに関係なく、運動の苦手な子どもにも身体を動かすことを楽しんでもらえるような活動にしたいと取り組んでいます。回を重ねるにつれ参加人数も増え、子どもたちも互いに仲良くなり、一緒に遊ぶ様子がみられるようになりました。また、名張市の子育てサークル連絡協議会にも所属し、名張市内の他の子育てサークルメンバーと情報交換も行っています。

今回、法人として申請するに至ったのは、月に1回ずつの余暇的な活動への支援だけでなく、0歳からの障がい児療育や、特別支援学校に通う重症心身障がい児の放課後等デイサービスなど、現在足りていないと思われる分野への参入で、少しでも障がいを持つ子どもと保護者が安心して頼れる場所が作れないかと思ったからです。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、日常的に子どもたちの生活や成長にかかわることができると考えます。元特別支援学校教諭の発起人が在職中に複数の文献を読み、研修する中で、定型発達の子たちの発達段階表を作りました。それらも参考にしながら職員研修を行い、それぞれの子どもたちの認知面、日常生活動作、社会性などの現状を把握し、よりよい支援について考えます。「発達の道筋は同じ。ただそこに本人の脆弱な部分と環境から受ける影響からくる発達のゆがみが生じて現在の様子がある。」ことを頭に置きながら、保護者だけでなくその子にかかわる園、学校、他の福祉施設の職員の方々とも連携し、支援の方向性をともに考えたいと思っています。

2 申請に至るまでの経過

令和4年6月	親子サロン設立準備事務局顔合わせ
令和4年7月	親子サロン 目標、内容検討開始（その後、月1回話し合い）
令和4年11月	第1回 親子サロン開催
令和5年1月	第1回 親子サッカー開催
令和5年5月	親子サロンに参加の、他の放課後等デイサービス児発管に話を聞く
令和5年6月	会員間で法人化の意思確認

令和6年11月11日

特定非営利活動法人 シュエット
設立代表者 氏名 知花 強

令和6年度事業計画書

(法人成立の日 ～令和7年 3月31日)

特定非営利活動法人 シュエット

1 事業実施の方針

親子サッカーについては障がいのあるなしに関係なく、運動が苦手な子たちも含めて「体を動かすことが楽しい」と思いながら活動できるような環境を作りたい。親子・兄弟・友だちサロンでは、障がいのある子ども・兄弟がいることで日ごろ余暇時間を自分たちのために使うことに制約を受けがちな家族が、子どもや兄弟とともに余暇を楽しんだり、ホッとしたりできる空間を提供することと、障がいのある子が同世代の子どもたちと一緒に遊んだりかかわったりする機会を作ることを目的として行いたい。これらは、これまで2年間ボランティアサークルとして活動してきたことであるが、NPO 法人となってからも継続して行いたい活動である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
余暇活動支援事業	親子サッカー	毎月第3日曜日	県立特別支援学校伊賀つばさ学園	3名	25名
余暇活動支援事業	親子・兄弟・友だちサロン	毎月第4土曜日	百合が丘第3集会所	3名	10名

令和7年度事業計画書

(令和7年 4月 1日 ~令和8年 3月31日)

特定非営利活動法人 シュエット

1 事業実施の方針

児童発達支援について名張市では3歳以降に療育が開始されると聞いているが、障がいがあると診断されてから3歳までの間が、保護者が一番とまどい悩む時期であると思われる。また、3歳までが認知面、身体面で著しく成長発達する時期でもあるので、楽しみながら療育が受けられる場所を作りたい。また、発達について学んだスタッフが、それぞれの子に合った環境づくりを、子どもたちの通う保育園や保護者と連携してともに考えられるようにしたい。

放課後等デイサービスは名張市にも数多くあるが、重度の障がいがある子どもたちが利用できる場所が少ないので、肢体不自由の子どもたちや医療的ケアが必要な子どもたちも利用できるものにしたい。

親子サッカーについては障がいのあるなしに関係なく、運動が苦手な子たちも含めて「体を動かすことが楽しい」と思いながら活動できるような環境を作りたい。親子・兄弟・友だちサロンでは、障がいのある子ども・兄弟がいることで日ごろ余暇時間を自分たちのために使うことに制約を受けがちな家族が、子どもや兄弟とともに余暇を楽しんだり、ホッとしたりできる空間を提供することと、障がいのある子が同世代の子どもたちと一緒に遊んだりかかわったりする機会を作ることを目的として行いたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援	毎週月・火・木・金・土	名張市美旗町中3番276	4名	3名
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	毎週月・火・木・金・土	名張市美旗町中3番276	4名	4名
余暇活動支援事業	親子サッカー	毎月第3日曜日	県立特別支援学校伊賀つばさ学園	4名	25名
余暇活動支援事業	親子・兄弟・友だちサロン	毎月第4土曜日	名張市美旗町中3番276	4名	10名

令和 6 年度 活動予算書
 法人成立の日から 令和7年3月31日まで
 特定非営利活動法人 シュエット

(単位：円)

科目	金額 (円)
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2. 受取寄附金	
受取寄附金	3,000
3. 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4. 事業収益	
児童発達支援事業収益	0
放課後等デイサービス事業収益	0
余暇活動事業収益	0
5. その他収益	
受取利息	
雑収益	
経常収益計	3,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
活動諸経費	0
おやつ代	0
消耗品費	0
賃借料	
研修費	0
通信費	0
印刷費	0
保険料	0
車両費	0
雑費	0
その他経費計	0
事業費計	0
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	3,000
水道光熱費	0
ガス代	0
消耗品費	0
研修費	0
通信費	0
印刷費	0

保険料	0		
講師謝金	0		
雑費	0		
その他経費計	3,000		
管理費計		3,000	
経常費用計			3,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和 7 年度 活動予算書
 令和7年4月1日から 令和8年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 シュエット

(単位：円)

科目	金額 (円)	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	40,000	
賛助会員受取会費	20,000	
2. 受取寄附金		60,000
受取寄附金		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
児童発達支援事業収益	3,000,000	
放課後等デイサービス事業収益	14,000,000	
余暇活動事業収益	50,000	17,050,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		17,110,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,800,000	
給料手当	7,200,000	
法定福利費	1,350,000	
福利厚生費	120,000	
人件費計	10,470,000	
(2) その他経費		
活動諸経費	70,000	
おやつ代	30,000	
消耗品費	100,000	
賃借料	624,000	
水道光熱費	160,000	
ガス代	30,000	
研修費	30,000	
通信費	30,000	
印刷費	10,000	
消耗品費	50,000	
保険料	60,000	
活動管理用ソフト	150,000	
車両費	360,000	
雑費	6,000	
その他経費計	1,710,000	
事業費計		12,180,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	300,000	
給料手当	1,800,000	
法定福利費	270,000	
福利厚生費	20,000	
人件費計	2,390,000	

(2) その他経費			
会議費	10,000		
貸借料	156,000		
水道光熱費	40,000		
消耗品費	10,000		
通信費	150,000		
経費処理用ソフト	30,000		
印刷費	10,000		
保険料	30,000		
雑費	4,000		
その他経費計	440,000		
管理費計		2,830,000	
経常費用計			15,010,000
当期経常増減額			2,100,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,100,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			2,100,000